

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】令和7年4月2日(2025.4.2)

【公開番号】特開2024-154883(P2024-154883A)
 【公開日】令和6年10月31日(2024.10.31)
 【年通号数】公開公報(特許)2024-204
 【出願番号】特願2023-69088(P2023-69088)
 【国際特許分類】

C 1 2 C 7/04(2006.01)

10

C 1 2 C 11/02(2006.01)

C 1 2 C 7/047(2006.01)

C 1 2 C 11/00(2006.01)

C 1 2 C 12/04(2006.01)

A 2 3 L 2/00(2006.01)

C 1 2 G 3/021(2019.01)

C 1 2 G 3/025(2019.01)

【F I】

C 1 2 C 7/04

C 1 2 C 11/02

20

C 1 2 C 7/047

C 1 2 C 11/00 A

C 1 2 C 11/00 Z

C 1 2 C 12/04

A 2 3 L 2/00 H

C 1 2 G 3/021

C 1 2 G 3/025

【手続補正書】

【提出日】令和7年3月21日(2025.3.21)

30

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

でんぷん質原料から糖化液を得る仕込工程、

得られた糖化液を酵母により発酵させて発酵液を得る発酵工程、及び、

得られた発酵液を水で希釈する希釈工程を含み、

40

前記仕込工程において、資化性糖から非資化性糖を生成する酵素、及び、デキストリンを加水分解する酵素を添加する、ビールテイスト飲料の製造方法（但し、アルコール濃度が1vol%未満であるビールテイスト発酵麦芽飲料の製造方法を除く）。

【請求項2】

請求項1に記載のビールテイスト飲料の製造方法（但し、「アルコール含有量5.0体積%換算の糖質含有量が1.0g/100mL未満であるビールテイスト飲料の製造方法を除く）。

【請求項3】

前記非資化性糖が、イソマルトオリゴ糖である、請求項1に記載のビールテイスト飲料の製造方法。

50

【請求項 4】

前記資化性糖から非資化性糖を生成する酵素が、トランスグルコシダーゼを含む、請求項 1 に記載のビールテイスト飲料の製造方法。

【請求項 5】

前記デキストリンを加水分解する酵素が、デキストリンの - 1, 6 グルコシド結合を加水分解する酵素、及び、デキストリンの - 1, 4 グルコシド結合を加水分解する酵素からなる群から選択される少なくとも 1 種を含む、請求項 1 に記載のビールテイスト飲料の製造方法。

【請求項 6】

前記デキストリンの - 1, 6 グルコシド結合を加水分解する酵素が、プルラーゼを含む、請求項 5 に記載のビールテイスト飲料の製造方法。 10

【請求項 7】

前記デキストリンの - 1, 4 グルコシド結合を加水分解する酵素が、マルトース生成型 - アミラーゼを含む、請求項 5 に記載のビールテイスト飲料の製造方法。

【請求項 8】

前記デキストリンの - 1, 4 グルコシド結合を加水分解する酵素が、耐熱性 - アミラーゼを含む、請求項 5 に記載のビールテイスト飲料の製造方法。

【請求項 9】

前記でんぷん質原料が、麦芽を含む、請求項 1 に記載のビールテイスト飲料の製造方法。 20

【請求項 10】

前記発酵飲料のアルコール濃度が、4.0 vol % 未満である、請求項 1 に記載のビールテイスト飲料の製造方法。

【請求項 11】

前記希釈工程において、原麦汁エキス濃度を 10 質量 % 未満に調整する、請求項 1 に記載のビールテイスト飲料の製造方法。

【請求項 12】

前記発酵飲料のデキストリン濃度が、10.0 g / L 以下である、請求項 1 に記載のビールテイスト飲料の製造方法。

【請求項 13】

前記ビールテイスト飲料の甘味度が、5 以上である、請求項 1 に記載のビールテイスト飲料の製造方法。 30

【請求項 14】

ビールテイスト飲料がオリゴ糖を含有し、ビールテイスト飲料中のオリゴ糖の含有量が 20 g / L 以上 45 g / L 以下である、請求項 1 に記載のビールテイスト飲料の製造方法。

【請求項 15】

前記発酵液からアルコールを除去する工程を含む、請求項 1 に記載のビールテイスト飲料の製造方法。

【請求項 16】

アルコール濃度が 4.0 vol % 未満であり、
原麦汁エキス濃度が 10 質量 % 未満であり、
デキストリン濃度が 10.0 g / L 以下であり、
甘味度が 5 以上である、ビールテイスト飲料（但し、アルコール濃度が 1 vol % 未満であるビールテイスト発酵麦芽飲料を除く）。 40